

平成17年2回三笠市議会定例会

平成17年6月20日(第1日目)

議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 11番 谷津邦夫氏
 - 15番 岩崎賢治氏
- 3 会期の決定
 - 平成16年6月20日
 - 平成16年6月28日9日間
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 延会宣告

議事日程

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告) |
| 日程第4 | 一般質問 |

出席議員(15名)

議 長	9番	扇 谷 知 巳 氏	副議長	6番	田 中 茉莉子 氏
	1番	晴 山 貞 光 氏		2番	斉 藤 勲 氏
	3番	齊 藤 且 氏		4番	佐 藤 孝 治 氏
	5番	儀 惣 淳 一 氏		7番	藤 浪 成 憲 氏
	8番	高 橋 守 氏		10番	猿 田 重 夫 氏
	11番	谷 津 邦 夫 氏		13番	森 田 三 男 氏
	14番	熊 谷 進 氏		15番	岩 崎 賢 治 氏
	16番	阿 部 進 氏			

欠席議員(1名)

12番 北 沢 紘 一 氏

説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
収入役	村本丈尋氏	企画総務部長	森原裕氏
企画振興課長	富樫誠氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬孝氏	環境福祉部長	黒田憲治氏
市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏	福祉事務所長	星野直義氏
保健福祉課長	浜本和孝氏	経済建設部長	西城賢策氏
商工観光課長	杉渕則幸氏	建設管理課長	北山一幸氏
行革推進部長	木澤榮氏	行革推進課長	松橋義明氏
教育委員長	大野政行氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	吉田正幸氏	学校教育課長	中村正法氏
社会教育課長	田中哲也氏	病院事務局長 署長兼	深田智明氏
消防長	作佐部康則氏	総務予防課長	富田照男氏
警防課長	石岡竹志氏	消防課長	辻道元信氏
生活安全センター長	工藤英美氏	監査委員	杉田忠正氏
監査委員事務局長	前田貢氏		

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、平成17年第2回定例会を開会します。

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、11番谷津議員及び15番岩崎議員を指名します。

日程第2 会 期 の 決 定

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月28日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

会期は、9日間と決定しました。

日程第3 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) それでは、報告いたします。

まず、報告第1号につきましては、人事発令についてでございます。

御承知のように、そこに記載されておりますように、平成16年12月31日付で1名の医師が退職いたしました。その後、平成17年3月31日付でそこに記載しておりますように、医師2名、部長職3名、課長職1名、係長職3名、係職1名、合計10名の退職がありました。また、本年の4月1日付で採用いたしましたのは、医師職1名、事務職1名、消防職1名、看護師職6名の計9名でございます。また、4月1日付で人事異動を行いまして、そこに記載しておりますように医師2名、部長職5名、課長職11名、係長職16名、係職23名、合計57名の異動を行ったところでございます。それから、5月31日付で医師1名が退職いたしております。

以上が報告第1号でございます。

続きまして、報告第2号みかさ楽校の発足についてでございます。

文化・芸術・スポーツ活動の振興に当たり、これらの分野で全国的に活躍されております本市の出身者などの協力をいただくための組織づくりの取り組みを行ってまいりました。その間、東京三笠会との意見交換を行ってきたところでございます。幸い、東京三笠会からは照井会長、山本名誉会長を初めとして、東京会に所属しております日本画家の大和屋先生、あるいは声優のキートン山田氏、またこの3月まで東京芸術大学の教授をやっておりました造形作家の川俣正先生などに出席をいただき、いろいろ議論してまいりました。その中で、三笠出身者で文化・芸術・芸能・スポーツなどの各分野で活躍されている方々に呼びかけを行い、三笠のまちづくりにかかわっていただくための組織づくりができないかどうか議論していただきました。その結果、多くの方々の賛成をいただきまして、組織化に向けての呼びかけを東京三笠会と行政とで行うと。会の結成後は、ふるさと三笠の応援団である東京三笠会の一つの組織として位置づけ、三笠市の文化・芸術・スポーツ等の開催など、市民との交流活動を通じて、三笠市の文化・芸術の振興や活力のあるまちづくりに協力していただくことが決定されたところでございます。会の概要としては、そこに記載されているとおりであります。特に会の名称を決定する際には、いろいろと意見が出されましたが、やはりふるさとということ、そしてまた楽しくやろうという、そういうことから記載のとおり「みかさ楽校」としたところでございます。代表には日本画家の大和屋先生、代表代行には声優のキートン山田氏を互選いたしまして、今後の取り組み

について、現在、会員の中で鋭意検討調整中でありまして、本定例会において行政として本会の活動を支持するもので、一定の考え方を補正予算という形で提案させていただいたところでございます。

次に、報告第3号企業の操業についてでございます。

御承知のように、まずそこに記載されている1番目の免疫生物研究所でございます。この企業は御承知のように、医薬品及び医薬部外品の免疫学的研究開発及び製造販売等並びに受託研究及び受託販売を行っておりまして、平成15年4月に疾患モデルマウスの生産及び受託研究施設の建設用地として、工業団地の用地を取得していただき、昨年5月より施設の建設工事に着手いたし、この3月25日に操業を開始したところでございます。現在、北海道を挙げてバイオ産業の誘致を推進している中で、この企業の本市への進出は他のバイオ関連企業の誘致に大きな弾みがつくものと期待されておりまして、また当地の地域経済への活性化に大きく貢献いたすものと期待しているところでございます。

2番目、イオン株式会社の操業でございますが、この企業は御承知のように総合小売業の国内最大大手でありまして、現在、道内には8店、グループ全体では国内外に約1,200店の店を構えていることとあります。このたび、新しい業態であるスーパーセンター形式による本市への出店については、平成15年の10月に本社で決定いただいた以降、本年の4月22日に国内初となるモール型スーパーセンターとして操業を開始したものであります。御承知のように、この企業の進出については議会の中でも十分議論をいただいたところでありますが、本市における購買力の市街流出に歯どめをかけることが見込まれることとあわせて、地域経済の活性化に大きな貢献をいたすものとして、私ども大いに期待いたしているところでございます。

次、報告第4号であります。三笠市関係の工事について18件でございます。順次説明させていただきます。

まず、一番先にあります三笠市街43号線の道路整備工事でございますが、これは幸町のところで、ちょうど中村電機前の道路でございます。

それから次の工業団地10号線道路改良工事その1、それから続いて工業団地12号線道路改良工事につきましては、岡山、つまり今回誘致いたしましたイオンの店の周辺と並びに新しくできましたアパート形式の団地の横のところ为主要な工事でございます。

それから次、4番目は幸町団地公営住宅の建替工事の1期工事でございます。これは現在、一昨年建てました4階建ての前の部分の木造平屋建て2DK1棟4戸の工事でございます。

また、次の幸町団地公営住宅建替工事2工区の方ですが、それとその次にあります建替工事の3工区については、2工区の方は2DKで1棟6戸、それから3工区の方は3DK1棟6戸でございます。この部分は先ほど申し上げました1工区の横に建設いたしているところでございます。

次の団地公営住宅建替衛生設備工事2工区並びにその次の工事3工区については、先ほ

ど申し上げました建替工事2工区と建替工事3工区に附属する給排水設備、衛生器具設備、換気設備等の部分でございます。

次に、岡山団地公営住宅屋内配水管改修工事でございますが、これは御承知のように屋内の配水管が大変傷んでまいりまして、その部分2棟24戸について今回行うものであります。

次に、唐松常盤町団地の改良住宅浴室整備工事については、毎年順次やっております、今回常盤町の分、1棟12戸を浴室整備するものであります。

次のページに行きまして、唐松常盤町団地改良工事でございます。これも常盤町の部分の浴室整備衛生設備分として、そこにありますように前のページで申し上げましたように、1棟12戸についての給排水設備あるいは給油設備、ガス設備、換気設備等を行うものであります。

次、公共下水道事業の管渠新設、第1工区、第2工区、第3工区については、いずれもゼロ国債で行うものでございまして、まず第1工区工事については、岩桂線の現在企業として操業いたしておりますスーパーバックのところから、旧北炭幌内炭鉱の排気口にいたるまでの約225.16メートルでございます。それから、第2工区の部分でございますが、これは今申し上げました排気口から旧油化センターまでの部分でございます。次の第3工区につきましては、幾春別中島町、それから幾春別町1丁目、奔別町、ちょうど郵便局の周りを囲むような状態で整備いたすゼロ国債による公共下水道事業管渠新設でございます。

次、三笠市公共下水道工事の管渠新設の第1工区であります汚水・雨水の部分については、先ほども説明いたしましたイオンの団地の部分でございます。これはいずれも次の第2工区、それから岡山住宅団地の配水管整備工事についても同じということでございます。

それから次、メーター器の取替工事ではありますが、これは岡山から美園町までの区間の505基を新しくメーター機器を取りかえするものであります。

以上が市の工事でございます。

続きまして、報告第5号北海道工事について5件でございます。これについて御説明申し上げます。

まず、三笠ほか2警察署管内の道路標識工事ですが、これは御承知のように道路に引いております横断歩道や中央線の部分が、冬期間の間に剥離いたしましたその部分で約69カ所の塗りかえの工事でございます。これは三笠市内の部分でいきますと、市内全域というふうに御理解いただきたいと思います。

次、柏町ほか保育工事でございますが、これは御承知のように下刈を行うものでございまして、一つは柏町、つまり抜羽の沢の部分でございまして、それともう一つは大里、ここはちょうど珍古池の周りでございます、ここで行う工事であります。

次の岩見沢三笠線地特7局改工事でございますが、これはまず一つは幾春別千住町の部

分は、現在まだ切りかえておりませんが、将来旧道になる道道になる予定の部分でございまして、ちょうど海容寺の前から本間病院の入り口までの舗装工事、路盤あるいは道路附属施設等の工事を行うものでございます。それから、西桂沢の方は御承知のように、あそこにトンネルができたことによって、ぐるっと回っておりまして道道の迂回路の部分、電発に行くところでございます、そのところの改良工事ということになります。

次の、3・3・1岩見沢三笠通（地特）局改工事でございますが、ちょうど桜木町と幾春別千住町の部分については、こちらから行きますと、桜木町の墓地が過ぎたところから、新しく二差路に変わるわけですね。斉藤病院に向かう方と幾春別市街に向かう部分、その補強土壁工を、つまり盛り土工事を行うという工事でございます。それから、幾春別1丁目の部分はちょうど開拓広場前の交差点の部分ということになるかと思えます。

それから、3・3・1岩見沢三笠通1種改築工事でございますが、記載のとおり、今申し上げたこの3カ所の部分についての排水、舗装、道路土工等について、延長660メートルを行うものでございます。

以上が北海道工事でございます。

次、国工事は2件ございます。

1点目は、まず幾春別川総合開発事業の内幾春別川ダム運搬路整備工事でございます。これは奔別の川端町と奔別の川沿町でございまして、ちょうど現在露天掘りをやっております五の沢の方に行く分岐点の部分の道路を、そこに記載しているような延長1,090.24メートルにわたっての道路土工、仕上げ工、排水工、管渠工であります。ことしは、そのうち盛り土の部分だけを行うということでございます。

それから、2点目は直轄堰堤維持の内桂沢ダム外維持工事。これはダムに関するいろいろな現在やっているところでございます、そこにも書いてありますように、附属物の設置・撤去あるいは流木処理とか、除草工とか、いわゆるダム周辺の整備工を行うものであります。

以上が、市工事、道工事、国工事でありまして、具体的な部分については、北海道と国工事の位置については、その図面を示しております。

次に、報告第7号北海道教育大学との相互協力協定についてでございます。御承知のように過日5月31日に、三笠市と北海道教育大学との間に相互発展のため、教育、文化、芸術及びスポーツの各分野にお互いに協力することを目的として、相互協力協定を締結し、調印式を行ったところでございます。御承知のように北海道教育大学では、平成18年度から大規模な学科等の再編が行われることになっております。特に北海道教育大学は全道に5カ所の分校を持っておりまして、この5カ所については、いずれも教員養成課程を行ってございましたけれども、今回の新しい北海道教育大学では、札幌、旭川、釧路校については、教員養成大学、それから函館分校、岩見沢校につきましては、教員養成課程にかわるものとして行うことになっております。特に三笠市の隣であります岩見沢市にあります岩見沢校については、教員養成課程にかわって芸術・スポーツ分野に特化した教育課

程が組まれることから、これらの人材や資源を地域文化、スポーツの発展に還元を図っていくという立場から、今回、三笠市と相互協力協定を結んだところでございます。今後はこの協定によりまして、地域振興、生涯学習社会への対応、地域における芸術・スポーツの振興、学校内外における教育的支援、福祉・環境問題、小中一貫教育の実践、情報通信技術の活用など、各分野において相互協力を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、報告第8号火災発生についてでございますが、4月28日午後11時54分、榊町461番地の市営住宅で火災が発生したとの通報を受信し、その約20分後鎮火いたしました。1棟4戸のうち1戸が全焼いたしました。出火原因、損害額については、現在、調査中にあるということでございます。

以上、行政報告については終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号、企画総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号、企画総務部関係について。

谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 企画総務部のみかさ楽校について質問申し上げます。

先ほど説明をいただきましたが、これはあくまでも現在ありますふるさと東京の三笠会の一部の組織として位置づけるといふふうになっています。それで、私も、初めて北海道新聞の4月に2回、目にいたしましたけれども、世界的にもあるいは素晴らしい方々の組織だなど。そして、三笠を応援してくれると。特に三笠の人口減に伴って元気になってほしいと、そういうことで外野からこういう旗揚げをして三笠市に応援をしてくれると。素晴らしいものをつくってきているのだなというふうに理解をしておりました。

ところが、この応援という形はいろいろあるというふうに私も思いますが、このふるさと会の応援団、支援をしてくれるということは大変ありがたいのですけれども、東京三笠会には46万3,000円しか当初予算で補助はしておりませんが、現実的に三笠でも行財政改革をとことんやっていますよね。これ以上、まだまだしなければならぬという現実があります。そういう中で、これからも補正でまだ提案されていくと思いますけれども、その応援の仕方として、果たして経費をかけて応援してもらうのがいいのか、これだけ有名な方々が、財政的な問題を別にしても、気持ち的なものではなくて、やっぱりふるさと三笠に応援してくれるのであれば、もっともっと財政的なことも含めて、無料で参加するだとか、応援してくれるとか、そういう形の応援であれば大変快く受け入れるわけなのですけれども、余り深入りすると、事前審議になったら困るけれども、果たしてこの報酬やらなんかまで払ってまで応援してもらおうというか、そういう形の事業というふうになると、ちょっと応援の仕方この町にとってはどうかと、ちょっと心配性があるので、その辺はいかがでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） ただいま、みかさ楽校についてというお話がございました。詳しいことは、補正予算を計上しているわけですから、金額的なことはその場で申し上げたいというふうに思っておりますけれども、ことしの市政執行方針の中でも、全国的に活躍されている地元出身の方々の協力による仮称三笠文化教室の開催を本市で計画したというようなことであっております。この時点から、私どもは名称は別にしまして、この全国的に活躍している方々を何とか三笠の市民の方々との交流接点の場を持ち合わせたいという意味でございます。経費等々もありますけれども、これは今補助金等々も模索しております。それと、基本的にはこの方々というのは、例えば1時間しゃべらせたり、講演させたりなんだりすると、30万円から50万円という値段だそうでございます。私どもは、その気持ちとして1割ぐらいの負担で何とかならないかなというようなことで、この事業を考えているところでございます。いずれにしても、市民の皆さんが一流の文化や芸術に触れることによって、大いに創造性が高まるというふうに思っていますし、その高まった創造性によって、いろいろなまちづくりにも展開できるだろうというふうにも思っております。これは芸術文化振興条例もできたことですし、何とかそういうことも含めて、三笠市の将来的なまちづくりの一助になればということで、このたび計画させていただきました。

なお、金額的な詳しいことは委員会に譲らせていただきたいというふうに思います。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第4号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第5号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第6号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第7号、教育委員会関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、報告第8号、消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第4 一般質問

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、猿田議員ほか5人からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

10番猿田議員、登壇質問願います。

（10番猿田重夫氏 登壇）

10番（猿田重夫氏） 平成17年第2回定例会に当たり、通告に基づき質問いたします。

小林市長は、だれもが住んでよかったと思えるまちづくりを標榜し、市民、議会、行政、三位一体での地方自治の創造を基本姿勢として市長に当選され、折り返し地点である丸2年が経過いたしました。この2年間を振り返ってみますと、国の地方自治体に関する政策は大きく変化してまいりました。

まず、市町村合併の推進であります。国は合併市町村に対する地方交付税や地方債の特例を設け、市町村の合併の特例に関する法律を強力に推進してまいりました。結果、平成18年3月末時点で、全国では3,232市町村が1,822市町村になる予定である。1,410、率にして43.6%の市町村が減ることになります。また、北海道では、212市町村が180市町村になる見込みであり、15.1%減ることになります。市長は合併問題に関しては、平成15年12月に、みずからのまちはみずからがつくろうとの思いで、市民アンケートの結果のとおり自立の道を選択しましたが、その時点で大変厳しいまちづくりを覚悟しての判断だろうと推察しております。翌平成16年度は、国においては三位一体の改革の名の下で、補助金の削減また交付税の削減と地方自治体には依然として厳しい政策が続けられました。市長はその対策として、行革推進部を設置し、評価制度に取り組むとともに、新たな行革に取り組む姿勢を示されました。こうした環境の下で、厳しいながらも小林市長が就任されてからの平成15、16年度の2年度は、ともに良好な決算状況であり、市長の的確な判断と職員の努力のたまものと評価する次第でございます。

さて、こうした経過を経て、平成17年度を迎えたわけではありますが、国は地方自治体に対して、大変厳しい新たな指針を示しております。それは地方分権改革の推進、三位一体改革の推進、そして平成19年度からの地方交付税の大幅な見直し、さらには、地方自治体におけるより一層の積極的な行政改革の推進であります。特に地方交付税は大幅な削減が予想されるとともに、行政改革の推進は不断に取り組むべき課題である。引き続き、構造改革の重要な柱の一つとして、民間にできることは民間に、地方にできることは地方に等の観点から強力に推進するとあり、今、定例会に提案されております指定管理者制度の活用を含め、10項目にわたり重点項目を掲げております。また、これからの地方自治体は住民や民間事業者の手法を導入し、その活力を活用することによって、自治体経営を

刷新していくことを目指さなければならない時代であると言われております。

こうした背景の下で、市長は新しいまちづくりに鋭意取り組んでおられると思っております。昨年、策定した振興開発構想を中心として、小中一貫教育の実施、イオンや住宅団地の誘致、みかさ楽校の設立、北海道教育大学との提携など、今年度になってから次々と新しい施策が実現し、私も市長のまちづくりに取り組む熱い思いに感心しているところであります。

一方、市長は郷土のまちづくりを推進し、小さな政府を目指すと言っておりますが、国の現状況下ではさらなる行財政改革を強力に推進しなければ、三笠市の根幹的な自立はあり得ないと思っております。自立プランでは組織機構の見直しを行い、職員は最終的には150名体制にする計画になっており、今、行革推進部を中心に行財政改革に鋭意取り組んでいると思っておりますが、民間活力の導入、協働のまちづくり、組織機構の見直し等による小さな政府、本当に実現できるのか、今まさに正念場だと思います。簡素で能率のよい行政機構の実現を中心にして、小さな政府を目指す行財政改革全般について、市長の率直な思いをお聞かせいただきたいと思います。

以上申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 行革推進部長。

行革推進部長（木澤 榮氏） 行財政改革の取り組みについて、当然さらなる行財政改革を推進しなければならない状況にあります。自立対策の一つ、一般職員、平成30年150名体制に向けた行政執行の体制づくり。特に平成17度以降5年間で定年を迎える職員が多く発生いたします。また、国の三位一体改革による交付税の削減と、ますます厳しい財政状況になることが予想されるところでございます。この状況を踏まえまして、現在行革の方で、組織機構の見直し、職員削減に向けての事務事業の見直し、人事評価、行政評価制度を17年度中に構築するなど、ことしから行政機構のあり方を検討し、平成18年に向けて対応できる行政体制の整備を図ってまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 猿田議員の質問について、総括的に私の立場から申し上げたいと思っております。

御承知のように、今担当部長の方からお話ございましたように、職員数を150名体制、平成30年にそこまで持っていくということでありましてけれども、実は正直なところ申し上げますと、平成30年までに150名体制にすることが可能かどうかということは、全く実は予測はついていない状況です。というのは、御承知のように三位一体の改革の中で、国の地方交付税の部分をどうするかという部分について、国自身もまだ変わっておりません。ただ、財務省が平成16年度の段階で出した試案で、もし三笠市がそれに適応させていくとすれば、この150名体制は平成30年よりももっと前の段階で考えなけ

ればならないという非常に厳しい内容でありました。御承知のように地方6団体と政府との間で、平成17年度と18年度については、現行の地方交付税の配付の段階のとおりするということになりましたから、三笠市としては減額はしているけれども、何とかもちこたえをできるというようなこと等もございまして、私たちは平成19年以降の国の地方交付税対策がどうなるのかということが、実は私どもにとっては非常に関心の強いところでございます。何とかどういう状況になるのかということを一日も早くその情報をとるために、いろいろな機関を通しながら行っておりますけれども、一方ではそうした努力とあわせて、そういう事態になっても大丈夫なような方法を私たちは先手を打ってやらなければならないだろうということで、今担当所管であります行政改革推進部の方でやっていきたいと、このように考えておりました、できれば9月の定例会までには、一定の方向、基本的な方向を出したいと。そして、平成18年度から19年度のことを予測しながら、新しいものを生み出していきたいというのが、私の考えているところでございます。

もちろん、その中には、今、今定例会に提案させていただいております。指定管理者制度の中で、三笠市が現在行っているいろいろな市民サービスの事業のうち、民間におろせるものはどれなのかということも明確に打ち出してまいりたいと思っております。特に、私どものまちでは小中一貫教育という部分での特区をやっておりますが、今、国ではこの特区で認めた部分は、今度は特区申請をしなくても法律改正をして、それを行うというふうな動きも顕著に出ておりました、例えば、特区の中で象徴的なのは、義務教育学校については、株式会社が参加することを認めておりますから、したがって、本市の方では株式会社による小中学校あるいは幼稚園というのができております。そんなところまでいくわけですから、市民サービスのうちのいろいろな分野、私ども数えてみますと市がかかわっている部分は相当数ございます。これらが民間に回せるものは民間でできないかと、そのことによって職員体制を減らすことができるということになります。ただ、私としては、職員の生首を飛ばすというようなこんな乱暴なことは、今のところは全く考えておりません。ただ、三役のうちの役職員の部分について、これもやはり対象として考えておりました、これらについても9月の定例会までの中に、この行革の方針の一つとして、そういった問題を含めて御提示申し上げたいと、このように考えておりました、現在鋭意取り組んでいる最中ですので、どうかそういった点で御理解いただきたいと、このように申し上げておきたいと存じます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 猿田議員。

10番（猿田重夫氏） 本市の将来の財政事情を展望すると、今よりよくなる要素は全くなく、ますます厳しさを増すことは明らかです。これからの財政の運営は最小の経費で最大の効果、公正にして能率のよい行政を確保するよう住民の期待にこたえ、一層の地域社会の発展に寄与・貢献していただきたいと思っております。住民の身近なところで行政サービスが行われ、市民のニーズが迅速、的確に行政に反映することを目的とし、同時に市みず

からが行財政能力の一層の向上、体質の積極的な改善、確立を行い、みずから具体的な行財政改革に取り組んでいただきたいと思います。幾多の問題が山積していると思いますが、経費の節減等々が迫られ、第2、第3の行財政改革が必要と思います。職員のやる気、積極的に参加する改革、工夫が重要と思います。行財政改革の重要性を認識し、毎年一つ一つ改善し、実施し、または反省して改革をしていかねばならないと思います。ぜひお願いしたいと思います。何かありましたらお願いいたします。

以上。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、私どもとしては、その場に至ってにっちもさっちもいかないというようなことのないように、情報をたくさんとって、事前に対応していきたい。そのためには、もちろん議会の皆さん方にも御相談申し上げることがたくさんあるかと思ひますし、私どもも新たな視点で小さな市役所を目指す、そういうようなことで、その中で住民サービスができるだけ落ちないように、落としてはいけないというのが私の基本的な考え方でありますから、ただお手伝いいただくところはお手伝いもいただかなければならないだろうというふうに思っておりますので、そうしたことも含めながら、いろいろなアイデアを駆使しながら努力していきたいと、このように考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、猿田議員の質問を終わります。

次に、4番佐藤議員、登壇質問願います。

（4番佐藤孝治氏 登壇）

4番（佐藤孝治氏） 平成17年第2回定例会におきまして、通告に基づきまして御質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、地域防災対策についてお尋ねいたします。

公明党北海道本部では、災害に強い安心の北海道を目指して、このたび防災対策の充実に向け、各地域の避難場所の総点検を実施いたしました。我が三笠市も2人の議員と党员さんの協力のもと、4月下旬から避難場所に指定されている公園やグラウンドなどを点検いたしました。屋内施設の点検では、生活安全センターの所管の皆様にも御協力をいただき、感謝を申し上げます。屋内施設に関しましては、耐震化が施されていない施設が27カ所中12カ所もあり、バックアップ電源については、27カ所すべてが整備されておられません。公園などの避難地におきましても、すべての避難地に避難場所とわかる標識が1カ所も設置されておられません。また、トイレがないところや、水飲み場がないところもありました。トイレがあっても、屋根やドアが壊れているところもありました。避難場所として指定されているにもかかわらず、避難場所としては不適切な場所もあります。災害が起きたとき、自分の身は自分で守る、地域の身は地域で守るが基本であり、地域の

住民の助け合いがますます重要になっております。災害はいつ起こるかわかりません。だからこそ、いつでも対応できる状態に整備しておかなければいけないと思います。それが行政の「市民の安全」に対する責任だと思えます。市長はこの現状をどのように受けとめ、感じておられるか見解をお伺いいたします。

次に、ドッグランについてお伺いいたします。

まだ、不況が続く中、ペット産業は不況知らずと言われるぐらい伸びており、ペット産業は1兆円とも言われる巨大市場を形成していると言われております。少子化の影響でますます犬や猫を飼う人がふえているそうです。また、動物に対する触れ合い方も、動物を飼うから動物と暮らすというふうに分のパートナーとして考えるようになり、身近な存在になってきております。これらに対応するように、ペット向けのサービスや施設がふえているのが現状です。ドッグランもその一つであります。ドッグラン、ドッグパークとも呼ばれ、犬がノーリードで思い切り遊べる運動公園です。市内の愛犬家の人たちも札幌や旭川方面に出かけております。旭川のドッグランでは、年間利用者が1万人以上いるとの報告もあります。地域によっては、犬の飼育施設、運動公園、犬と人との宿泊施設などが完備され、まさに犬のテーマパークが人気を呼んでおります。犬の運動機能や服従・指示能力を向上させる場として、犬と人との社会への共生生活の習練運動施設としてふえているのが現状であります。また、ドッグラン施設を使用するに当たって、飼い主のマナー向上にもつながっております。三笠市は道央という位置にあり、地域交流の場として恵まれた環境にあります。新しいペット文化のあり方を三笠から発信して、まちの活性化につながるのではないのでしょうか。このドッグランについて市長、理事者の見解をお伺いいたします。

次に、障害者福祉についてお伺いいたします。

市内で聴覚障害のある人は70人以上おられ、中途失聴者や老人性難聴者もふえてきているのが現状です。耳の不自由な人たちに対応する耳マークを公共施設の窓口に設置してはいかがでしょうか。耳マークを指さすことで、窓口の職員が筆談などで適切に対応することで、耳の不自由な方々も安心して窓口を訪れられるようになるのではないのでしょうか。仕事熱心な余りか、職員の人たちの窓口での対応、言葉遣いなどで苦情とも言える市民相談も受けたこともあります。だれにでも優しい行政を目指して、耳マークの表示について市長の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 防災対策についてということで、1点目の収容避難所の12施設の耐震化についてということでございますけれども、収容避難所につきましては、災害等により、住居を失った市民が宿泊したり、あるいは給食等を受けたりすることができ、また収容人員が50名以上を収容することができる建物を指定しております。耐震診断につきましては、平成7年12月25日施行の建築物の耐震改修の促進に関する法律で

は、多数の者が利用する用途で、階数が3階以上で、かつ1,000平米以上の建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者は耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないこととなっております。この特定建築物の中には、収容避難所であります当市も学校ですとか体育館が入っております。しかしながら、御指摘の耐震化のされていない12施設の耐震診断及び補強等を実施するには、多大な費用が必要であることから、現在の当市の財政事情からしまして、非常に難しく困難であるということ考えている次第でございます。

したがいまして、現在もそうですが、当市が震度4以上の地震が発生したときは、市関係課が収容避難所の27カ所の建物の損壊状況を確認し、収容避難所として使用できる建物を使用することとしております。またこの中には、耐震基準に適合している建物は、学校等を含めまして15施設と学校の校舎等のみの3施設の合計18施設でございます。なお、これにもう一カ所、地域防災計画書の中で触れておりますけれども、三笠ドームを加えてということになれば19施設と、こういうことになります。なお、収容避難所につきましては、御承知のように地震時だけではなく、風水害時にも使用することとしております。

それから、2点目の収容避難所の非常用電源についてでございますが、災害対策基本法に基づく防災基本計画では、地方公共団体は指定された避難場所またはその付近に非常用電源等を備えておくとする努力規定がありますが、収容避難所として指定した場合に、必ず設置しなければならないというものではございません。また、三笠市地域防災計画では、避難先、避難経路は公立学校通学区域内の避難所及び通学路を原則として考えておりますことから、小中学校のような収容人員が多い建物、その地域の拠点となっているような建物に非常用電源を設置することで検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、3点目の避難所の標識についてでございますが、災害対策基本法上では、地方公共団体は指定された避難場所等に標識を設置する規定はございませんが、標識の設置の必要性につきましては御理解をしているところでございますが、先ほどの収容避難所の耐震化と同様に、もし仮に標識を設置するということになりますと、最低でも70カ所以上の標識が設置になるというようなことから、多大な経費が必要となっております。先ほども申し上げましたように、現在当市の置かれている財政事情からいたしまして、非常に難しく困難であると、このように思っている次第でございます。したがいまして、過去から市民には、広報みかさ等でその地域の1次避難所、広域避難所、収容避難所について周知を図っておりますことと、今年度8月には防災安全ガイドを全世帯に配布するとともに、防災講習会等においても、より一層の市民周知の徹底を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

4点目といたしまして、避難所として指定されているところにもかかわらず、不適切だという場所があるという御指摘の部分でございますが、三笠市地域防災計画で指定してお

ります屋外避難所には、1次避難所と広域避難所があります。1次避難所というのは、一般的に避難する近くの公園や広場で、1人当たりの必要面積は約3.5平方メートルを基準としております。広域避難所と申し上げますのは、総面積が約5,000平米以上の公園あるいは緑地、グラウンド等でございます。御指摘の公園につきましては、土木公園係に確認いたしましたところ、幌内1丁目のもみじ公園につきましては、園内の除草を行っているということでございますので、使用については問題ありませんと。それからもう一点、唐松町2丁目の第2児童公園につきましては、利用者がいないことから除草等の整備が行われず、休止ということとしていることから、私どもといたしまして1次避難所の指定を解除するというところで考えておる次第でございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 2点目のドッグラン施設の整備ということでございます。ドッグラン、犬の飼い主がマナーを守りながら、隔離されたスペースの中で引き綱を外されて自由に遊ばせるということで、今、各地にそういう施設ができていることも承知しております。それで、市の対応ということになりますけれども、現在、三笠市が直接これらの施設を整備する計画はございませんが、議員御指摘のようにまちづくり、市外からの利用者の集客等の関係もあります。そういった面から、今後、民間による施設の誘致が可能かどうかも含めて、ちょっと研究してみたいと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 最後の御質問になりますが、耳マークの表示について、まず現状からお話ししたいと思います。

4月1日現在、三笠市の聴覚身障手帳の所有保持者の数は77名でございます。重度の1、2級の方21名、中度の3級、4級の方29名、5級、6級の軽度の方27名となっております。現在、耳マークは表示はしておりません。ふれあい健康センターの方においては、現状は筆談等に対応しているというふうに聞いております。それから、市民生活課の方についても、実態的なケースとしてはほとんどないということなのですが、あれば筆談等に対応しているということでございます。最近のこの耳マークの状況なのですが、長沼町において平成17年3月に実施してございます。当別町も実施しているというふうに聞いています。これは全日本難聴者中途失聴者団体連合会の方に申請を登録、複製等の利用許可、これの申請をして許可をもらうとマークの使用はできると。市の対応なのですが、近隣市町村の動向、それから聴覚障害者の方及び手話の会の皆さんの意見もお聞きして、耳マークの表示について今後考えていきたいということでございます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） ただいま、いろいろ所管の方から御答弁をいただきました。

とにかく、防災対策に関しましては、何をしても経費がかかると、これは当然ですけ

れども、やはり一遍に整備することは確かに無理でしょうけれども、やはりせめて壊れているところぐらい、また市民周知への標識の整備にいたしましても、毎年少しずつでもやはり整備していくべきではないかなと、私は思うのであります。

また、先ほど唐松の児童公園におかれて、今回、解除するというふうに答弁いただきましたけれども、こういう部分に関しまして、今までもずっとこういうふうに、こういう場所が指定されていたというこの事実、こういう部分で防災会議では検討されていないのかどうか、最後に防災会議を開催されたのはいつでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいのです。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 申しわけございません。後ほど調べまして御報告したいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 私は委員会の方は総務でないので、詳しくは説明を受けていませんけれども、前回の総務の委員会でもこういう部分でちょっと議論があったというふうにお聞きしております。地域の防災計画の中で、この計画及び周知に関しましては毎年定期的に行う、そして検討するというふうにならわっているのですよ。これ毎年本当にやっているのなら、いつやったかわからないということはありません。すぐに答弁できるはずですよ。本当にこういう市民の安全を守るという立場にある行政の人たちが、こういう部分でちょっと問題ではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 防災対策についていろいろ御意見賜りました。まず、この避難施設、避難所と、こういろいろ記載しておりますけれども、基本的には今行っていることは、地域防災計画というものがございまして、これを全面的に今見直しをするという作業を現実的に所管で行っております。その中で今の実態を申し上げれば、例えば収容避難所ですとか、避難施設、それと避難場所、両方あわせて何人収容できるかという、24万人という膨大な人間が収容できる施設を指定しております。ですから、実態としてそこまで必要なのかという論議は当然出てまいります。その中で当然先ほどありました12施設の耐震化について、これは不適切だという御意見もございました。確かにおっしゃることも、その部分はある意味では理解できます。ただし、ほかの施設で間に合うことができるかどうか。これは御承知のとおり昭和56年以降の施設であれば、これは耐震化はある程度整っているという施設ですから、56年度以降の施設で、先ほど消防長が19施設あるという表現をしてございましたけれども、それで間に合うかどうか。間に合うのであれば、古い施設は外してもいいのではないかとということも、当然視野に入ることというふうに思っております。ただし、これは正直言いまして、避難場所が近ければ近いほど市民の皆さんはいいわけですから、その辺でどう調整するかという問題は残っております。今それを現実的にやっておりますので、8月ぐらいにはそれをすべて公表できると思いますか

ら、その時点までちょっとお時間をかしていただきたいなというふうに思っております。

これは、この避難場所についても同じでございます。外に対する避難場所についても、そこまで必要かどうか、または適当か不適当かということがきちっともう一度再確認した上で、整理したいというふうに思っておりますので、すべてそういう意味では、地域防災計画すべてを見直しして、8月には防災安全ガイドという意味で市民の皆さんに御配布したいというふうに思っております。その中には、改めての避難所ですとか、避難場所を指定した上でということになるかと思っております。

それと、先ほどありました避難所への非常用電源ですね。結構高いようなのですよ。これを年次的につけていくと、これまた大変なことになりますし、まず避難所を確定することが先決ですから、まずそれをさせていただきたいと思っております。それから、今度軽易な持ち歩きできる非常電源がないかということも当然検討しなければなりません。1カ所に常設しておくのではなくて、必要に応じて持って回るということも可能なものであれば、より有機的にできるのかなということもありますので、これは避難所を確定してから、どうするかということとは検討させていただきたいというふうに思っております。

また、避難場所の指定なのですけれども、これは基本的には、その地域はその例えれば何々小学校、何々中学校あるいは市民センターですとか、皆さんの知っている場所しかこれは指定しないということになるだろうと思っております。仮に指定したところに、看板を掲げますと、場所が仮にわからないために掲げるのであれば、いろいろな地域からそこに行くための誘導の看板も必要と。その場所が避難所と書いているだけのことが済むかということとは、どうかなということになってまいると思っております。ですから、皆さん行く方向がわかっているのであれば、それは看板がなくてもたどり着けるということになるだろうと思っておりますし、わからないのであれば、そこまでどうやって行くのですかという誘導の看板も必要になってくるのだろうと、こう思っております。ですから、私どもとしては、極力わかっている場所を指定することによって、ということになるだろうと思っておりますし、一番問題があるのが、市外から来た人がわからないと。市外から来た人が、何か事故があった場合に、どこに行けばいいのだということがわからないしということになるだろうと思っておりますけれども、そういう大災害のときは、避難するような場合は、これは地域の人たちがぞろぞろ歩いてそちらの方へ向かうわけですから、これは聞いていただければわかるということに実態的にはなるだろうと。それで、市外の人のために誘導路をつくって云々ということは、ちょっと私ども大変だなという思いも、正直言ってしております。ですから、その辺も全体の地域防災計画の見直しの中で、その辺のこともはっきりとした考え方をお示しできるようにしたいと思っておりますので、どうか御理解賜りますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 先ほどの御質問がございました最終的な一番新しい当市で防災会議が開催されましたのは、平成6年の8月でございます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） これ以上は突っ込みませんけれども、とにかく最後に行われたのが平成6年と。とにかく、防災計画の方では、毎年定期的に検討していくというふうにうたわれておりますので、とにかく市民の安全を守り、安心できる防災計画を、これからつくり上げるためにも、毎年開催していただきたい。忙しいのはわかりますけれども、市民の安全のために、毎年開催をしていただきたいなという思いでありますので、それと先ほども言いましたけれども、せめて壊れているところは、いざ、いつ使うかわからないものですから、やはりいつでも対応できるように整備していただきたいという私の要望を伝えさせていただきます。

それと、ドッグランに関しましてですけれども、先日もテレビでペット産業、ペット事業ということで特集していたのを見ておりました。本当に場所によっては、犬の温泉をつくったり、犬と人が一緒に泊まれるホテルをつくって、とにかく客足がかなり当然伸びてきているという部分で特集を組んでおりましたけれども、確かにドッグラン施設、ペットに関しましては、パークゴルフとは若干違って、老若男女、本当に幅広い人たちがペットを飼っていて、そしてこういう部分を利用している。先ほども言いましたけれども、旭川の方ではもう1万人以上の方が利用して、かなりの人間が旭川の方に集客しているという部分ですので、私としては十分検討するだけの価値があるのではないかなと思います。もちろん、民間でやっているところもたくさんありますので、この部分を本当に検討していただきたいと、私の要望です。

それから、耳マークに関しまして、いろいろ各団体の意見を聞いてから、表示するかしないかという部分でこれから検討していくということですが、やはりこういういろいろなサービスというものは、行政だけではなく、社会全体に広がっていくものではないかなと私は感じます。いろいろな部分でユニバーサルサービスという部分でうたわれておりますので、こういう部分に関しまして、とにかくこの部分ではそんなに経費がかかる部分ではないと思います、耳マークというものは。先ほど、長沼の方でことしの3月にやりましたと言っていましたけれども、ちゃんとしたこのマークを表示する前までは、インターネットでこの耳マークを引っ張ってコピーして、こういう紙でもってこしらえて表示していたと、これだったらそんなに経費もかからないですすね、そういうところでやっていた。それから、順次本当のマークを表示して、各テーブルに置いていったという形で、そういう部分でも考えられると思いますので、やはりだれにでも優しい行政というものを目指すためにも、前向きに検討して表示していただきたいなと思いますので、そういう部分で。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 私の考え方も若干申し上げたいと思っております。

まずもって、公明党の皆さん方がそうした市民の方々の防災に対して、日常的に点検活

動をしていただいているということに、改めて感謝と敬意を申し上げたいと思っております。

さて、御承知のように、国は防災に関する平成17年度の計画を出しました。この概要が内閣府から出されておりました、また見たわけでありまして、また今日も毎日新聞の社説に防災対策についてということで出ております。つまりこのことしの防災計画は、新潟県の中越地震あるいは10個の台風の上陸、それから1日に降った降水量が400ミリ以上の集中豪雨が、去年は30回以上も全国各地であったというようなことを基本に踏まえながら、国あるいは自治体、国民がそれぞれの役割を考えながら、災害はいつでも起こり得るのだという立場から、この防災計画が出されておりました、まだ十分私はこの要旨を熟知しておりませんが、いずれにしても市民の生命・財産を守るというのは、自治体としての大きな役割だという認識は常に持っております。そんな立場から、現状、先ほど助役が答弁しましたように、いろいろな具体的な部分、まず水害だとか、台風だというのはある程度予測はつきますから、その前段でいろいろな対応して、避難をしていただくというような対応もしなければならぬわけでありまして、ただ、この白書の中でも言うておりますが、去年の9月5日に東海沖地震で、最大震度5弱の地震が起きて、津波警報が出されたときに、実際に避難した住民が少数だったということを問題視して、住民の意識向上のために必要な措置をとらなくては行けないだろうと、こういう言い方をしております。つまり、中越の山古志村でも、あそこでもなかなか避難しなかったという住民がいました。それからまた一例としては、有珠山の爆発したときに、北大の勝井先生が、あそこに常勤して逐一有珠山の情報を伝える、そのことによって、最終的には住民の方々が火が起きる前にみんなが避難して、一人の死者やけが人を出さなかったということを教訓にいたしますと、私たちも常日ごろ、そういった防災に対する住民に対する手だてというものを必要としないとならないだろうというふうに思っております。しがたしまして、これからも、三笠におけるそういう防災の部分については、いろいろな視点からいろいろな関係者の意見をいただきながら、常にあす起きるかもしれない、あさって起きるかもしれないという立場から、行政として取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございますので、ぜひそういった点で御理解いただきたいと思っております。

それから、ドッグランの問題については、特に最近、ここ一、二年脚光を浴びてまいりました。三笠市も犬を飼っている方々が非常にふえております。朝ちょっと早起きしますと、私の家の周りも犬とナイロンの袋を持った方々が朝の散歩に犬を連れて歩いているのをよく見受けられます。ただ、自治体としてそういった施設をつくるということは、正直申し上げてなかなか今の現状では難しいし、もっと広い意味で民間がもし来てくれるのだとすれば、私たちはそういった部分でも考えたいと思っておりますし、また、いろいろな地方ではドッグラン付マンションというのも売り出しているというようなことで、それも犬を飼っている人方に大変好評を博して、そうしたドッグラン付マンションにはたくさん

の人も入っているというような情報も得ております。そういった民間業者が入ってくる部分については、場所等も考えないといけません。犬は鳴くわけですから。それから、この機会ですから、どのくらい金がかかるのかと調べていろいろ調べてみましたところ、結構な金がかかるのですね、これ。例えばある程度そういうところに行く犬は、一定の訓練を受けないといけないと。売れないでかみついたりなんかする犬では、とてもではないがそういうところへ寄れない。そのために、訓練をするとすれば、大体訓練だけで1カ月で5万円以上かかるのだそうです。それから、犬に対しても一定のしつけをしなければなりません。最低8回しつけをする。1週間に1回としても、8回やると3万円以上の金がかかる。あるいはまた、いろいろな競技として使う場合には、そういう競技用の施設を有しているところには、入会だけで1万円とか、年会費が1万5,000円とか、そのほか使うごとに何千円ずつ取っていくということで、なかなかこの仕事も金のかかる部分だなと思っています。こういった部分が民間でやっていただけるとすれば、非常に三笠も土地が広いわけでありますから、そういった場所を考えながら考えてみたいと思っております。

それから、最後の耳マークの問題については、これは障害者の部分ということでは、大変大切なことであるから、いろいろ実施している市町村の状況がどうなのかと、あるいは三笠のそういう障害のある方が、この耳マークをどういうふうに使っていいのかと、余計なことをすると、そんなところへ行って手を出すことによって、何か自分の自尊心が傷つけられるというようなことがあれば困るものですから、そういう関係者との話し合いもしてみたいなど、このように思っております。いずれにしても、それは賛成だということであれば、大した金のかかることではないですから、ぜひそういった方法も検討してみたいと思っておりますので、そういう点で御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、佐藤議員の質問は終了いたしました。

昼食休憩に入ります。残余の質問は1時より継続をいたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番谷津議員、登壇質問願います。

（11番谷津邦夫氏 登壇）

11番（谷津邦夫氏） 第2回定例会に当たりまして、通告順に従い御質問を申し上げますので、御答弁をお願いいたします。

1点目に、市長の政治姿勢についてでございます。

総務課秘書係の任務について御質問を申し上げます。小林市政が誕生して丸2年がたち、折り返しの年に入りました。この2年間は自立の道を選択し、またこれからの道しるべとも言える三笠市振興開発構想の策定などで多くの時間を費やし、内外的にも市長職は本当に多忙のことと存じます。市長の行動を能率的に進めるために、行政機構の中に総務

課秘書係を設け、行事日程や会議日程調整を図っております。秘書係の職員は市長の動向を常に把握しているとともに、随行するなど忠実にその任に当たっているであります。そこでお尋ねいたしますが、市長は行政職員、つまり秘書係任務について、条例の事務分掌上ではうたわれておりますが、職務上のトップとしてどのような認識を持って日常の指揮に当たっているか聞かせていただきたいと思います。

その2は、電子自治体構想についてであります。

北海道電子自治体プラットフォーム構想についてお尋ねいたします。国は、電子政府、電子自治体化の推進のため、行政手続オンライン化法を平成15年2月に制定し、国の手続のほとんどをオンライン化しております。北海道では、国の戦略に基づき、電子自治体化推進のため、各市町村にプラットフォーム構想への参加を呼びかけ、昨年9月には北海道電子自治体共同運営協議会を設置いたしました。小林市長は就任以来、行政運営については、電子政府、電子自治体など高度情報化に即した環境づくりと行政多岐にわたる進展に適切に対応できるよう進めていくことを表明しております。そこでお尋ねいたしますが、この構想のねらいは、北海道と市町村が共同で行政手続を電子化するシステムであります。当市はこの構想に対し、どのように検討を進めているのか、見解をいただきたいと思います。

二つ目に、住民基本台帳ネットワークについてお尋ね申し上げます。電子自治体の中ではICカードとして採用され、いわばIT社会のパスポートのような存在と考えてよいとされております。通称住基カードについては、平成15年8月25日からの利用開始予定が委託業者の対応おくれで当市では9月に入ってから交付受け付けをせざるを得なくなり、広報みかさの臨時号を発行して市民周知をした事実がございます。そこで、お尋ねいたしますが、マスコミ報道では、市民が住基カードの利用について、余り必要性を感じていない方々が多いという報道がありました。当市の利用実態と個人情報の流出の危険性がないか、御答弁をいただきたいと思います。

三つ目に、情報公開の問題についてでございます。

住民基本台帳の閲覧制度について御質問を申し上げます。個人情報保護法が本年4月から施行されました。名前や住所、電話番号といった私たちの個人情報に不正に使われないようにする制度であります。一方、現実問題として、住民基本台帳の閲覧制度を悪用した商法や不法な犯罪事件が発生しております。住民基本台帳はだれでも請求でき、氏名、住所、性別、生年月日の4項目を閲覧することができます。そこでお尋ねしますが、他市は種々規制の動きをしているようですが、当市の閲覧制度の取り扱いについてと利用実態について御答弁をいただきたいと思います。

四つ目に、教育問題についてお尋ねいたします。

学生の携帯電話所有についてでございます。ここ数年間に、学生を中心に携帯電話の所有が急速に増加し、家庭の生活費に占める経済的負担の苦悩や社会的犯罪につながるなど、社会問題化しております。日本PTA全国協議会では、昨年11月から12月にかけて

て、メディア調査のため、小学5年生と中学2年生を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、小学5年生の所有率は10.6%、これは横ばいだが、中学2年の所有率では32.8%と前年度の調査に比べ6.7%増加し、3人に1人が携帯電話を所有している実態であるというふうに報道されました。そこでお尋ねいたしますが、当市の小中学校及び高校の携帯電話の取り扱いについて、どのような指導体制になっているか、御答弁をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 私の方から、1点目の総務課秘書系の任務についてという部分で、中身的には職務上のトップとしてという市長へのお話ですが、組織として、またそれとトップから逆の立場から見た場合ということで、若干前段お話しさせていただきたいと思えます。

まず、秘書とは云々ということについては、これはもう十分に御承知のことと思えますので、この辺は省かせていただきたいと思えますが、私も5年間秘書係をやっております。その経験上からも、若干申し上げたいと思えますけれども、いわゆる秘書係というのは、市長がスムーズに仕事ができる環境をつくり上げるということを第一と考えております。そのための日程のスケジュール調整ですとか、またはいろいろな団体との情報交換、調整等々の仕事が出てまいっております。スムーズに仕事をすること自体は、市長がスムーズな仕事ができる環境という意味では、市役所の中にいる場合は、これは基本的に秘書係もそばにおりますし、各所管もおりますから、そういう体制にはなっておりますけれども、外に出た場合、今の御質問も随行という意味合いですので、外に出た場合どうかといいますと、これは基本的には必ずだれかがつくような体制をとっております。と申しますのは、その外に出た本来の目的以外にいろいろなことが出てまいっております。実は市長にすべて随行しようと、こうし出したのは、私が秘書係長時代です。その時点から今までずっとやっております。これは小林市長になってから云々という問題ではございません。これはどういう意味かといいますと、やはりもちろんその本来の目的の会議ですとか、人に会うとかという、そういう本来の目的は当然のこととしながらも、そのほかの部分について、いろいろな市民の皆さんがおりますから、いればいつ市長に会いたいたとか、これはどうなっているのだろうかとか、いろいろな問いかけがあります。ですから、そこで市長がそれをメモって帰ってくるというのはこれは大変なことでございます。そういった細々なことのその辺の采配ですとか、そういったことは非常に大切だと思っておりますので、やはり本来の目的以外に、やはりだれかがそばについているということが、市政の円滑な推進になるだろうというふうに思っております。

随行という意味では、基本的には所管が随行することにしておりまして、秘書はその所管がない場合の随行ということにしております。秘書にとっては、市長が外でだれと会い、何を話しているかということは、これは極めて重要なこととして、自分のこれからの

仕事を進める上で、市長のそういういろいろなことに対する姿勢、思いということは、肌で感じていくこと自体が秘書の役割自体ということで、私どももそのように認識しております。

昨年の実態を申し上げますと、市長が外に出たという外出は約270件ございました。そのうち秘書が随行というのは3分の1、90件ございます。残りはそれぞれの所管が随行しているということですから、秘書係自体は3分の1の随行ということで、特段極めて大きな数字ではないというふうには思っております。そういった意味で、組織として私どもも市役所に残っている立場としては、だれかが一緒にいることによって、いろいろなことがスムーズにいくというふうには、いろいろな連絡も残っていれば参りますから、そういった意味で大変やはり有意義だというふうには認識しておりますので、これからもそういう姿勢はとらせていただきたいというふうには思っております。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 電子自治体構想ということで、北海道電子自治体プラットフォーム、通称HARP構想と言っていますけれども、この構想は電子自治体の実現に必要なとなる各種のシステムの共通機能を備えたプラットフォーム、いわゆる基盤ですね、これを北海道と市町村が共同構築、利用することによって、効率的、効果的な電子自治体を推進するというもので、平成16年度からスタートしております。しかし、この構想への参加状況ということになりますと、道内自治体の半数にとどまっております。構想自体も当初の計画よりも、現状おくれているような状況でございます。それで、当初初めまして、各市町村が望んでいる、例えば文書管理ですとか、財務会計、人事給与等のシステム等についても、現時点では事業開発の時期も決まっていないうございませう。このような状況になりまして、市としましては毎年多額の負担金を投じて、今の段階では大きな効果が期待されないということで、本構想の情報の入手と進捗状況を確認するという意味で、電子自治体運営協議会には参加しておりますけれども、この構想の実現の部分については、現時点では参加を見送っております。今後、この構想が確立して、適当と判断できるような時期が来ましたら、参加を検討したいと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 住民基本台帳のネットワークについて、谷津議員の方から説明ありましたように、国の方は平成15年8月25日から、住民票の写しの広域交付や住民基本台帳カードの交付などの活用がされております。

住民基本台帳ネットワークによって、従来行っていた年金受給者の現況届やパスポートを申請するときに、住民票の提出が不要になるなど、一部住民の利便性が図られてきております。同時に、よってまた、事務処理の中で軽減にもなっております。住民基本台帳のカードの交付状況であります、平成15年度から平成17年5月末現在で、三笠市では合計82枚を交付してございます。それから、住民票の写しの広域の交付発行件数であ

りますが、15年、16年、2カ年で23件発行している形になってございます。

それから、個人情報の危険性ということがございました。住基ネットは、専用回線、専用機器、専用の暗号通信を導入して安全性を高めております。また、市町村からの住基ネットの入り口には、住基ネット専用開発した安全性の高いファイアウォールを設けて指定情報処理機関のネットワーク監視室が24時間体制で行っております。また、識別カードとパスワードがないと動かないシステムになっておりますので、安全というふうに考えております。

それから、住民基本台帳の閲覧制度について、他市の規制の状況はということで、空知10市でちょっと調べてみました。その中では、滝川市が一部内規の方で制限してございます。これは市外業者、ダイレクトメール、それから商品の購入、これらについて制限してございます。その他の9市につきましては、閲覧の制限は今のところございません。閲覧の手続なのですが、事前申請により受け付けして、当日職員の近くで閲覧していただくと。閲覧する人の証明なのですけれども、身分証明できる形で証明を行っている市町村が、岩見沢、美唄、芦別、それから三笠市です。それから、本人を確認しているというところが、夕張市、滝川市を除く8市町村が本人確認を行っております。

それから、利用実態についてなのですが、三笠市の15年度では、6業者で件数が719件、平成16年度は8社ありまして、件数は666件ということで、1回当たり件数については200件数未満となっております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 学生の携帯電話の所有についてという御質問ですが、三笠市の状況から御説明申し上げます。調査はアンケートでちょっと古いのですが、15年の12月に小学校5年、6年、中学生、それに三笠高校を対象に調査をいたしました。この結果、小学男子4.5%、小学女子14.1%、中学男子2.1%、中学女子4.1%、高校生男子76.7%、高校女子81.3%、総計で35.5%の所有。580人中206名が所有しているということであります。日本の国民の携帯電話の普及率といいますのは、これも平成16年の9月ですけれども、66.9%ということでございます。さらに携帯電話を使用したことのある者ということで、小学生が83.3%、中学生が85.4%、高校生88.6%ということでございます。この差は家族で共用して使っているということもあります。小中学生については、塾やそういうものに通うときとかに家族の所有するものを共有するということもございます。こういうことで年が上がっていくことによって、だんだん使用率が高まると。さらに、男子より女子の方が多くなっているということでございます。さらに、三笠市での学校での携帯電話の取り扱いということでは、小学校、中学校では学校に必要なものを持ち込ませない、ということで指導をしております。高校については、持ち込みを許可しているが、授業時間での使用は禁止しているということでございます。これは道内の公立、私立の許可率は、71%ということになってお

ります。

さらに指導体制ということですが、朝とか帰りのホームルームの時間とか道徳の時間において、出会い系サイト、さらに使用のマナー、バスでの使用等の指導を行っております。さらに、夏休み、冬休みについては、事前にこのような悪徳商法、出会い系のものに気をつけるというようなチラシ等を学校を通して行っております。今後ですが、教育委員会としては、小学校、中学校については、持ち込みを禁止しているということで、それを維持していく方向でございます。さらに、家庭教育及びPTA等を通じて、注意、指導をしていきたいと思っています。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） それでは初めに、総務課秘書係の任務についてから質問させていただきます。

あえて条例で決まっているわけですから、それに従って仕事をしているわけですが、事務分掌規程の中でも、一定の市長の権限に属する事務あるいは収入役の権限に属する事務ということで、適正に能率的に処理するための組織あるいは事務分掌を職制に関して認めているということで、具体的に認めているわけであります。そこで、この事務分掌規程の2条で、いわゆる秘書の仕事、三つに分かれているのですね。一つは秘書に関する事、二つは市長会に関する事、三つには渉外に関する事。市長会とか渉外というのはわかるけれども、秘書に関する事、これはどんなことが秘書に関する事かわからなくて、広辞苑で秘書とは何かちょっと見てみました。そうしたら、その一つにひもといってみると、秘書とは要職にある人などに直属して、これを助け、また機密の文書や用務をつかさどる職というふうに記載されています。つかさどるわけでありますね。それで、市長も先ほど答弁を欲しかったのですけれども、トップとして当然そういう私どもにはわからない仕事等がたくさんあるかと思っています。助役も5年間秘書を立派に仕事をしていることは私どもも目にしておりますし、実践からしてそういう発言になっているかと思うのだけれども、いずれにしても市長がスムーズに仕事ができるように環境をつくっているのだと、そういう答弁でありました。

そこでお尋ねしますけれども、地方公務員法上、当然職員は忠実にその仕事を守っているわけであります。職員はみずからの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに日常の行動について、常に公私の別を明確にして職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。これは職員ですよ。ところが、やっぱり市長やら、いわゆる上司の方々、職務上の命令、従う義務というものが職員にあるのですよね。職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。いわゆる上司の命令については、必ず従わなければならないと、そういうことに法令上はなっています。

そこで、お尋ねしますけれども、市民の目ですよ。なぜ言うかということ、市長職という

のは、みんな理解し、なるべく市長としてと思っています。ところが、市民の声なり、市民の目というのはなぜそこまで秘書が各種イベントに随行していくのかと。あるいは冠婚葬祭にも同様に同じようなそういう目で見ている人もいる。あるいは、市長が恐らく患者として市立病院に行くと、そこもなぜ随行をしていかなければならないのだろうと。公用車で来ていますよと、そういう場合によっては誤った見方があるかもしれませんが、そういう具体的なこととして、やっぱり指摘している人もいるわけなのです。それで、先ほど助役が言っている本来の目的以外も、やっぱりそういう秘書としてやらなければならないものがあるのかどうかと、そこがちょっと私どもわからない分野ですので、市長から答弁があればいただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 中身については、先ほど今御指摘にありましたように、三つの役割といいますか、秘書係の仕事してあるわけですけれども、今、具体的な中身で御指摘があった部分でございますけれども、特に冠婚葬祭のうちの葬の部分については、私はあくまでも、昨年私が行った葬儀の回数は64回ございます。この場合、それぞれ何らかの形で市のいろいろな事業に、あるいはまた委員としていろいろ活躍していただいている方がほとんどでございます。例えば私の個人的な知り合いとかなんとかという部分については、全く私は個人として行くことでありまして、その場合には秘書係がついていくことはございません。そういうことですので、今言ったように64件というのは、ほとんど市長として行って焼香させていただいたと、こういうことございまして、公務として行ったということで、そういう点で御理解いただきたいと思っております。

それから、私は病院については1カ月に1回行っております。このときには、医者から具体的な指示が出されるわけです。例えば出張する場合に、薬の傾向とか、いつのときにはどういう措置をしてくれということについて、当然市長として私がいろいろと、先ほど助役も言っておりますように、年間約290回庁外に出るわけですから、そういったときに、私がぶっ倒れて、そのままあとはだれも知らないというのではまずいということで、医者の説明、医者も秘書係にそういった具体的な私の病状も含めて、病状といいますか、対応の部分を知らしめるというようなことで、そういうことで、私が1カ月1回病院へ行く部分については、必ず一緒に来ていただいて、医者からの指示をいただいているというのが実態であります。そういうことで、私の結果として公務にかかわる部分でございまして、決して私用に秘書を使ったということではありませんし、もちろん政治秘書ではございませんから、当然公私の区別というものはきちっとつけているつもりでございます。

なお、その他一般市民の間から、誤解を生まないためにどうするかということについては、これから今までやってきたことをもう一度総括してみまして、誤解を生まないような行動をしてまいりたいと思いますけれども、いずれにしても一々こういう用事で秘書係をつけて、こう行っているのですよということを看板に立てて歩くわけにはいきませんの

で、そういう点はぜひ御理解いただきたいなというふうに思っておりますし、市民の皆さん方にも私の方から機会があればそういったことも話してみたいなと、このように考えております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 市長という職業は、とにかく1人ですから、大変だなと思っております。市民の目というのはたくさんありますから、そういう意味では大変なことも理解できます。

そこで、市長はそういうふうに基本的なものを持ってきているわけですがけれども、市長ばかりといたって随行したり、日常的な煩雑したものもあると思いますけれども、やっぱり家庭にいるよりもこっちに来ている方が長いというような気がするのです。そういう意味では、市長の健康管理から含めて、十分そういう意味では、秘書係が気がつくようなことも必要だと思うのですけれども、例えば病院で診療が終わって会計しますわね。そういうときにやっぱり名前呼ばれると思うのですよ。そのときに市長が行って金払った方がいいと思うのですよ、秘書が行くよりも。そんなことが市民から見ると、目立つというか、そういう席ですから、たくさんの方が目にしていますから。言いわけするとかしないではなくて、そういうふうなことでちょっともう少し目配りをしてほしいなと、そういうことだけは私の方から申し上げておきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 細かいことまで御指摘いただきまして、本当にありがとうございます。ただ、私は名前を呼ばれる前に先に払うようにしておりますので、そのようなことは記憶はございません。（「それもまたおかしな話だ」と呼ぶ者あり）

ですから、その辺はちょっとどなたが見たかどうかわかりませんが、私、市立病院で名前を呼ばれたことは全くございませんが、そうしたことも考えておられて、まこときめ細かく観察されているなど、改めて世間の口を、耳を、あるいは目をこれから十分にしていきたいなと思っております。

ただ、本当に秘書係は大変な仕事なのです。御承知のように、年間約50週ございます。50週のうち、土曜、日曜日ありますから、休みは祝日を入れなくても約100日、祝日を入れると約130日、年間あるわけでありまして、私、その祝日・土・日の出ている回数は、大体70%ぐらい出ておまして、そういうことからすれば、労働基本権である労働時間の超過と、市長は労働時間というそういう表現の仕方はありませんけれども、そんなことで、その都度、場合によっては秘書係と一緒に私と行動をとってもらえるという意味からしますと、大変御苦労な仕事だということで、常々感謝しておりますし、また、事と場合によっては今日はゆっくり休んでくれということで、私の方から大した問題がないときには、辞退させていただいて、休んでいただいているというようなこともございます。そういった細かい部分についても、これからも配慮を続けていきたいと

思っております。

ただ、公人として行動する上には、やはり時と場合によってはいろいろな問題もあります。特に最近いろいろな交通上の問題だとか、あるいは暴漢に襲われるとかといったような場合もございます。それに近いことは、私も過去に経験いたしておりますから、そういう場合は一人では到底対応できないという部分もございますので、そういったことにはできるだけ遭わないようにしますけれども、場合によっては、一人でいるということに対して非常に不安に思うときも、率直に申し上げます。そんなことも含めて、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 市長、その病院に行って、会計しないでだれがしているかわからないけれども、そういうことを言っている自体がちょっと腑に落ちないのだけれども、市長という職というか、権限があるので、どこまで私的なものではないとは思いますが、市長職としての権限で、市民が見ているわけで、やっぱり注目していますよ。だから今、市民は通常病院にかかったら、一定の時間を待って、薬をもらうカードをもらったり、会計を精算して帰っていくわけですから。その辺、市長は何もしないで帰ってくるというのは、ちょっと腑に落ちないのだけれどもさ。どういうことなのですか。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 細かいことではないですけれども、名前呼ばれる前に行って、先に払っておきますし、お金も置いてくるという場合もございます。後で精算してもらうという意味です。というのは、会議が次に控えている場合がありますから、順番来るまで待っていると、大変次の公務に支障いたしますので、この分で立てかえて払っておいてくれということで、お金を置いてくることの方がむしろ多いように思っておりますので、その点で御理解いただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） この件について、ここでやめます。

次、2点目に入ります。

道のいわゆるプラットホーム構想なのですけれども、これは政府ではIT担当大臣まで置いて、この自治体電子化構想というものを次から次とこれからも当然進めていくというふうに思っています。そこで、うちのまちもそれに準じて、e-Japan 戦略に乗ってきているなというふうには当然思っていますし、15年6月の定例会でも受け入れ側として、総合行政ネットワークシステムで960万円を使ってそういう体制づくりをしたと。同じく9月の定例会の中では、公的個人認証サービス、これは63万円かけてそういう体制づくりをしたと。当然インターネットがどんどんと家庭の中に広がっていくというふうに思っているわけなのですけれども、事実上、行政に来て使える、使うというかね、このプラットホーム構想そのものも実際に使っていくメリットというか、当然あるかというふうには

思っています。ただ、そこに参加することによって、市の負担、これは積算できると思うのですけれども、当面はどんな申請の形だけでやっていきたいという話なのですけれども、これ道の方のやつなのですけれども、この辺経費負担と投資効果はどんなことになっていくのか、ちょっとわかれば聞かせてほしいと思っています。

それとあわせて、住基カードについてですけれども、先ほど一定の枚数を、いわゆる市民が利用していると、そういうことです。ただ、市民の中では、このことについて、まだ理解をされていない方がたくさんおられます。だから、住基カードをつくるのでも、写真をつけるときと、つけない場合、これ選択制になっていますよね。だから、1枚500円でカードはとれる。いわゆる身分証明書にもなるわけですけれども、その辺もう少し市民の方に理解をするような、もう一つだめ押ししておいた方がいいかなというような気がしております。まだ、これ理解されていません。せっかく身分証明書にもなる。特に三笠の場合、健康保険ばかりではなくて、こういうものもあわせて必要かなと、そういうふうに思っています。その辺、ちょっと取り組み、今後のことも含めて2点お願いします。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） HARP構想の関係なのですけれども、平成16年度に道の方から呼びかけがあった段階では、私ども協議会の部分については、協議会の負担金ということで3万円ほどの経費で済むのですけれども、このシステム構築の部分に参加するとすると、当時の試算でおおむね750万円程度の経費、これ人口の規模とかそういったことで積算されるのですけれども、一応750万円程度ということで示されておりますので、果たしてその段階でこの750万円かけた中で、今のいろいろな当然文書管理ですとか、財務会計、それから人事関係などに、独自のシステムを私どもで持っていますので、このシステムを今度新たなこのシステムに乗りかえたときに、また別な部分で経費等の関係も出てきますので、その関係でまだちょっと判断がつかないということで、一応様子を見るということで、当面その協議会への参加だけにとどめたということでございます。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 後の方の御質問なのですけれども、住基カードの部分、市民に理解されていないのではないかというお話で、市民に理解を求める部分で、今後、対応してまいりたいと思います。お年寄りや生活保護の方、これらの方が身分を証明するためにカードをつくられているというふうに担当の方からは聞いています。自動車の免許証を持っていれば、それが身分証のかわりになりますので、あえてそういうふうに身分を証明する方はお持ちにならなくても、不便さは感じないのかなということも含めて、この住基カードの普及に向けてどうあるべきなのか、検討してまいりたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 1点目のプラットホーム構想なのですけれども、今、部長、協議会には参加していくということはあるけれども、これ開発的に言うと大体20億円か

かると、これ道ですよ。当面、電子申請を目玉にしているのです。これ4億5,500万円。それがいわゆる市町村でいろいろと負担割合が出てくるのですよね、当面ですよ。その辺のことを先ほど言ったのさ、750万円というのは。ちょっとその辺もう少しその自身の負担の、電子申請のことを指して言っているのか。そのほかに住民向けのアプリケーションやら、HARP構想の何かいろいろとまたそのほかにも市町村負担が出てくるのですよね、この契約でいくと。この750万円というのは、ちょっともう一回聞かせてほしいと思います。

それと住基カード、これ、あるお年寄りの方が銀行に行っても身分を証明するものが何もなくたというのです。それでたまたま病院の薬の袋があったので見せたけれども、それも理解してくれないと。それで、何回も行っているから、私だよと言っても、どうも理解してくれないと。そうなってくると、やっぱり保険証だとか何かない限り身分証明書というのは、なかなかお年寄りは大変な思いをしているというのですよ。その冬の寒いときに、よりによって銀行でまいったとっておりましたよ。だから、その辺でももう少しこういうものが、500円かかるけれども、もっとそういうふうになれば、身分証明書のかわりになるよということをもっと優しくつくってもらえる方法をしておいた方が、市民のためになるのではないかなと、そんな気がいたしますので、提言として申し上げておきたいと思います。

答弁をいただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） HARP構想の16年のときに、道から示されている総額ということで、共通基盤システムというものをまずこれを構築しなければならないということで、この経費が8億8,100万円。それから、市町村の電子申請システムの構築ということで、これが1億4,700万円ということで、当時10億2,800万円程度の開発経費がかかるよということで示されております。この経費をそれぞれの加入の人口だとか、そういうもので割ったときに、先ほどお話ししたように750万円ぐらいになるということで、これは開発経費ということですから、その後先ほどお話ししました文章ですとか、財務会計だとか、そういうのがまた出てくれば、それは当然また上乘せになってくると思います。当面、16年、17年でやるのが、その共通の基盤システム、それからこの電子申請システムということですので、この部分で10億2,800万円程度の負担が求められているということです。ただ、これは16年度当時ですので、今の段階では、これが8億円ぐらいまでに何か下がってきているのではないかという話があるのですけれども、ちょっとこの詳細はまだわかっておりません。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 後段の住民基本台帳ネットワークという部分ですけれども、この住基台帳ネットワークについては、本来の目的というのがございまして、この中には転出

・転入手続の簡素化ですとか、将来的な電子証明書の保存用カードですとか、または先ほど申されておりました公的な証明書としての活用ですとか、そういう三、四点が本来的な目的に使われております。今のところ三笠市内で80人という申し込み状況ですから、150名に1人という、そういう非常に少ない範囲の中での利用しかございません。私どもとしましては、これは国が鳴り物入りで進めまして、いや応もなくして仕方なしに結んで、金を出してやったという経過はありますけれども、これ全国一律と。ただし、手を挙げていない自治体も多少はあるということなのですけれども、この辺のやはり全国的な活用というものについては、私ども大いに市長会等々を通じて、やはりやった以上は、多くの市民に利用されないような住基カードでは困るという、逆にそういうふうになるものですから。ですから、この辺の利活用については、市長会等々を通じて、いろいろな多方面にわたって活用できる方法は模索していかないとならないと思っております。また一方、今ほどお話ありました市民への宣伝等々につきましても、これはやはり一定の時期には一定のことはしないとしないというふうに思いますので、この辺は対応してまいりたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） では、一つだけプラットフォームの関係で、ITの絡みで、これからまた次から次とせざるを得ないような状況に入ってくると思うのです。それで、問題は効果なのです。低コスト、迅速、高品質な電子自治体と、これがいわゆる大きな目標ですから、これがうちの今の行政改革を推進するためにいろいろなことをやっていますが、その辺の、片方で一生懸命そういうふうに体制づくりをやっているけれども、問題は投資しないとしない部分というのがあって、これから出てくるのですね、先ほど部長が言ったように。その辺の投資効果が、やっぱりうちらはメリットとして持たないといけないということがあるものですから、これからどれだけ投資せざるを得ないのかなと、ちょっと気になっている部分があるのです。それから、市民が直接インターネットで利用できるものたくさんあります、これから便利さを含めて。ただ、そこら辺で市民が直接パソコンを持って、インターネットを果たしてできる人がどの程度自分の生活の利便さというのか、自宅にいて操作できるのか、その辺いろいろと市民教育というか、恐らくいろいろな学習を含めてやってはいるけれども、ちょっとその辺がもう少しメリットのいくようなものにしてほしいなと、そこだけは私の方からお願いをしておきたいと思っております。

あと、3点目の情報公開にかかわる住民基本台帳の閲覧制度です。これは今、国でも何かいろいろと協議しているということですから、そういうふうになると思います。それで、過日、道議会の総務委員会がありまして、その中で閲覧制度の問題がやっぱりかなり議論なされたそうです。特に閲覧請求が膨大に多い地域があると、そんな話もありました。三笠で、先ほど聞いたところ、平成15年度で6業者719件と、16年度に8業者666件と。これ、何で今回出したかということ、ダイレクトメールが相当三笠市内にも入ってきています。ということは、どんな名簿を使っているかわからないけれども、

ひょっとしたらこの住民基本台帳を利用している業者もいるのではなかろうかと、その辺なのです。それがいわゆる不特定多数に大量の閲覧をさせるところに問題があると。いわゆる個人情報の絡みですけれども。その辺ちょっと消費者にとって、果たしてどう実態としてなっているのか、不安要素がありました。その中身を聞いたら、通信教育あるいは贈答品の業者が非常にそのダイレクトメールを利用すると。道議会もそのことで非常に問題化、今していますということで、恐らく市長会、議長会も含めて、これについては運動として国に向けてやってくれるのであろうと私は感じているのですが、その辺どうなのでしょう。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 今、谷津議員がおっしゃったとおりでございます、全道市長会あるいは全国市長会も決議を上げまして、早急にこの問題に対応せいと、政府に迫っているところでございます、政府の方も何とか情報公開ということと個人のプライバシーの問題をどう両立させるのかということで、いろいろ検討しております、そんなに長くかからないのではないかと考えております。一定の結論が出るのはそんなに長く時間がかからないだろうと考えております。私どもとしても大変この問題は、率直に言って、そういう制度がなくなってくれるのが一番ありがたいことでございますけれども、ダイレクトメールばかりではなくて、北大学力増進会といった、いわゆる予備校ですか、そういった学習塾のものもございますし、いろいろあります。いずれにしても、悪用されないためには、閲覧する人に対しても、ある意味においてはきちっと情報をとるということも必要ではないかなというふうに思っておりますので、そういうことでこれからも努力していきたいなと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 最後に、教育問題で学生の携帯電話の所有です。それぞれの立場でアンケートをとったり、分析をしながら対応したいと思っております。この携帯電話は非常にメリットとデメリットがあるのですよ。だから、決して持つことが悪いという意味ではありません。やはり子どもが学校に行き、特に低学年ね、持たすことによって安心感というものが親にあるということです。当然、特にクラブ活動をやらせる高校生、中学生になったら、やはりどこに今何しているかという所在を確認する上でも、非常に親は安心をしていると、そういうことだと思っております。そういう中で、心配されてきているのが、経済的負担が非常に今ふえていると。親がだめだと言っても、じいさん、ばあさんが孫のためとお祝いで買ってくれると。うちは規制していると言っても、孫が喜んでいるということで、メールは定額制だから一定の額で終わるのだと思うのだけれども、学校から今まで友達と会っているのに、帰ったらもうすぐ電話を触っているというのですよ。しゃべっているのかメールかはわかりませんが、特にこれから夏休みに入りますよね。それで、子どもの就寝時間がこれまた遅いのですよ。中学校で夜11時が平均と、小学生でも10時と、就寝時間が遅くなっている。これもテレビかメールかはわからないけど、

とにかくそれを使っているのが非常に多いと。それで、ある家庭では1カ月3万から4万円と。これはその人だけではありませんよ、家庭ということで。だから、おやじさんが使っているかもしれませんが、3万から4万円もかかっていると。そんな実態としてあるということなのですよね。その辺そういう学校というか、そういう社会的な問題として、何かそういうふうな心配性があるのですけれども、その辺ちょっと何か教育委員会としていいのか、こういう社会的な環境ですから、社会教育という立場でいいのか、何か回答を欲しいと思っていますが、考え方。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹氏） 私どもも今おっしゃるとおり心配がありますし、していることもあります。校長会、教頭会通じて、これらについて先ほど次長が答弁したようなことについても、注意を喚起しております。ただ、残念ながら、やっぱりじいちゃん、ばあちゃん買って与えて、電話料がかかるとということについては、やはり我々そこまでなかなかタッチできないのかなと思いますし、いろいろな母親学級なり、学校を通じて粘り強く子どもたちに対する教育をしていくことになるのかなと思いますし、これはひとえに私ども三笠市だけではなくて、全国的な、社会的な傾向だと考えておりますし、そういう面では今学校に持ち込ませないということを中心にやっておりますが、この辺もその話をいろいろ私ども論議しているのですが、そういう携帯電話があると直接親なりじいちゃんなりから子どもに行き、子どもが途中で帰ってしまうなんていうこともあり得ますので、やはり学校との連絡は確実に学校の電話を使っていただいて、先生を介したり、校長先生を介したりしながら子どもとの対応をやっぱりしていってもらわなければならないのかなと、こう思っております。具体的ななかなか対応策というのは持ち合わせていませんけれども、今言ったようなことで、注意深く子どもたちの状態を見ながら対応していきたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 最後ですけれども、いわゆる市内の体育施設に今電話がないのですよ。それで、やっぱりいろいろな体育するスポーツする人、小さい子がおります。それで、結果的にはああいう体育スポーツ施設にないものだから、親が携帯を持たせるわけですよね。帰り迎えに来てもらうとか、みんなで行って、1台が交代で迎えに行ったりしていることもあるようです。電話がないということなのです。それで、この間も私どこかで言ったと思うのだけれども、体育施設の電話があるわけですから、内線というか公的な電話が。それを10円払ってもらってでもいいから、それを利用させるとか、管理人がいたら、管理人に車迎えに来てもらえるような連絡をしてもらえるように、それ張り紙1枚でも申し出てくれと、そういう方策とれないのかなと思うのですよ。やっぱりこの携帯電話を持たせることによって、やっぱりどうしても使いたくなったりなんかしないとも限らないので、そういう方策をとれないのかと。スポーツ施設ばかりではないですよ、ふれあい健康センターもそうなのですよ。お年寄り、あそこに行ったら、ないから

農協までおりてこななければならないという現実あるのですよ。郵便局もないですよ。だから、そういうことも含めて携帯電話が必要なとか、持たせるということもあるわけなのです。その辺どうでしょうかね、検討できないかどうか、聞きたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹氏） この問題、前にも御指摘をいただいて、今、管理の委託をしているものですから、委託のおじさんたちには適正にやれときっしりやっているものですから、仮に来ても貸すなというような誤解をして、困っているのに貸しませんというようなことがあったということでございますから、その後、そういうぐあい子どもなり、利用者の方がそういう電話を貸してくださいと来た場合には、努めて貸すようにと。ただし、金はさっきおっしゃっていただいたように、いただくということで指導をしております。ただ、張り紙やなんかということについてはやっておりますので、電話もかなり各施設から撤収されていますし、公民館にしても、三笠高校の横に外にあったのですけれども、現実それもなくなったと。公民館のロビーにもないということでございますので、わかるように早急に張り紙なり、そういうことを親切な対応をしていきたいと思っております。

11番（谷津邦夫氏） 期待して終わります。ありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、谷津議員の質問を終わります。

次に、2番齊藤勲議員、登壇質問願います。

（2番齊藤 勲氏 登壇）

2番（齊藤 勲氏） 第2回定例会に当たり、通告に従い質問いたしますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

初めに、税等の前納報奨金制度の導入についてであります。

前納報奨金制度については、シャープ税制が取り入れられて以来、当時の税収を確保するという導入され、多くの自治体でも実施され、税収の確保について一定の役割を果たしてきたと聞いています。しかし、現状の実態は報奨金制度を廃止または金額の見直しをしている自治体がふえています。その要員は税の種類によりますが、その恩恵を給与所得者が受けられないという不公平な問題、資力のある人だけが恩恵を受けるという問題等が指摘されています。三笠市の数年度の税収においても、よい収納率とは言えない状況が続いていますが、三笠市も過去に前納報奨金制度があったのですが、廃止されたというふうに聞いております。

よく市民の皆さんに聞かれるのは、税金を一括して納めたら安くなるのですかと。これは年金生活で税金等を払うのはたやすいことではないが、払わなければならないものは払わなければならないが、せめて一括して納入したら安くしてもよいのではないのでしょうかということだというふうに思っています。税金が少しでも安くなってほしいのです。その実感がほしいのです。実際には、下水道の受益者負担金については、前納報奨金制度が実施されています。前納報奨金制度を実施することによるメリットもあると思っております。前納により年度当初に税収がふえるということにより資金繰りがよくなる。それから、税等の

軽減感、実質的に税等が安くなるということがあるというふうに思います。税金等の種別によっては、前納報奨金制度の導入が難しいものもあると思いますが、市民の皆さんが税金等が少しでも安くなったと思えるように、前納報奨金制度の導入について提言いたしますので、御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、ごみ等のポイ捨て問題についてであります。

早朝の散歩や日中道路を歩きますと、空き缶、ペットボトル、ジュース等のパック、たばこの吸い殻等の散乱しているのが目立つところがあります。このほかに、舗装道路の隅に雑草が生い茂っているところも目立ちますが、雑草の問題は別にして、特に雪が解けた後の春先にポイ捨てのごみが散乱しているのが目立ち、今の時期になりますと、草が青々と生い茂り、道路の側溝や道ばたのごみは大方隠されてしまい目立たなくなりますが、また春先になりますと目立つ状態になります。それでも、道路上の空き缶、ペットボトル、ジュース等のパック、たばこの吸い殻等が目立つ状態に現状なっております。このような問題は市民のモラルの問題と思いますが、三笠市は環境基本条例にうたわれていますが、私たちは快適な生活環境の確保と緑あふれる自然環境との共生を目的として21世紀のまちづくりのキャッチフレーズを「クリーン・グリーン三笠」と決めましたとあります。「クリーン・グリーン三笠」にふさわしいまちづくりが求められています。

そこで質問ですが、この問題について今までの対処方法と今後の対応についてお聞かせをください。

それから、長沼町では町内の環境美化を目的に、ごみの不法投棄や犬猫のふん放置などを規制する「さわやか環境づくり条例」をつくりましたが、規制条例をつくる考え方はあるのかお聞かせを願いたいと思います。

次に、福祉制度などの市民周知についてであります。

行政が行っている事業の中には、福祉の制度、保健の健診、医療費の助成制度、税等の減免制度などと、市民の皆さんが知っているのと役に立つ事務事業制度があります。これらの事務事業制度については、市民の生活に密着したものであり、市民の皆さんがそのときに知らないとなれば、不利益を受けることとなります。市の広報やマルチメディア21ネットワークなどを通じて、市民に周知していると思いますが、私は市民の皆さんに十分に周知されているとは思っておりません。そこで、質問ですが、行政としてこれらの事務事業制度について十分周知していると考えているのか、その認識についてお聞かせを願いたい。

次に、これらの事務事業制度等を1冊にまとめて冊子にして、全家庭に配布するという考え方があるか、お聞かせを願いたいと思います。

以上、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 1点目の税等の前納報奨金制度導入の考えないかということでございます。議員が今おっしゃったように、この制度は戦後の納税の混乱時に納税

促進のため制度が創設されました。それで、その後、時代的な変遷もありまして、当市におきましても、昭和48年3月をもってこの制度を廃止しております。それで、当時は市民税と固定資産税に限定して、この部分についてやっていたけれども、たまたま先ほどおっしゃったように、個人が納める部分についても少ないと。それから、法人等については市外の部分に限られているということがありまして、事務処理もなかなか大変だということで廃止をしております。現在は、税につきましてはみずから納めてもらうという制度をやっていますので、当時の公定歩合、昭和28年度当時、公定歩合が5%で、当時1,000分の6の報奨金をつけていました。今現在、公定歩合を1%としますと、この報奨金の算定率でいきますと、1,000分の1.2ということになりますので、仮に個人の市民税を10万円の人が4月に納めたとしますと、この1,000分の1.2で計算しますと、この納税報奨金は390円ということになります。そこで、導入した場合の事務処理等の部分についてやはり大変な手間がかかるということがあります。それで、管内的に、空知10市でも現在この制度を取り入れているところはありません。それで、当市としましては、やはり口座振り込みの制度を少しでも普及させるということで進めたいと思っていますので、現時点ではこの前納報奨金制度については、導入は考えておりません。

以上でございます。

議長（扇谷知巴氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） ごみのポイ捨ての問題について、今までの対処方法と今後の対応について御質問ありました。

今までの対応なのですが、看板等によって啓発している部分がございます。場所的には、今年度は岡山のイオンの手前、それから達布の展望台の入り口付近、それから本町の旧樹林の手前、それから美園町の運動公園の駐車場、それから幾春別の博物館入り口付近ということで、昨年から見ると2カ所ふやしてございます。それから、広報みかさ等で年に2回、9月と12月に周知させていただいております。それから、クリーン作戦、これにつきましては、昨年から日にちを特定しないで期間を設けて春と秋の2回、町内の協力をいただいております。あと、環境衛生係による巡回と回収ということで、月に3回ほど定期的にこれも実施しております。あと、市民から通報があった場合に、随時対応させていただいているというのが現状であります。

今後の対応につきましては、ポイ捨ての多い場所に看板をふやしていきたいと。それから、広報みかさ、今、年2回なのですが、6月ごろにももう一度周知する形で年3回にふやしていきたいと。あと、今環境衛生係で巡回していますが、土木公園係あるいは住宅の方でも、営繕でパトロールしていますので、そこの連携もとりながら巡回を強化してまいりたいと思っています。

規制条例をつくる考え方についてでありますけれども、現在、道内で市は確認していないのですが、町の中で罰則規定を設けている町が長沼町と沼田町と、この二つの町があり

ます。それから、罰則規定を設けていない町として、黒松内町、音更町、芽室町を確認しております。今後、三笠としましては、条例制定については研究していきたい。というのは、春先雪解けごろ、先ほど斉藤議員さんの方からもお話があったのですが、通過交通によって車から投げられるという部分が、春先雪解けのときに非常に多く見られるのかなど。環境的にはきれいにしてあげば、皆さん投げづらい環境をつくるということで、町内会で今かなり環境を含めて、皆さん道路環境もきれいにしていただいていますので、そういうところというのは、なかなか汚しにくいということもありますので、条例をつくるのがいいのか、皆さん方がもっともっとまちをきれいにするという部分で対応していくのがいいのか、その辺も含めてもう少し時間をおかりしたいと思います。

それから、福祉制度の関係でありますけれども、市民周知について、現状、基本的にはこれも市の広報によって行っております。場合によっては、直接該当者に文書通知あるいは急を要する場合には電話で対応もさせていただいております。また、執務室等において、掲示物による周知も行っておりますので、必要なレベルは確保しているのかなというふうに思っております。なお、今後も有効な周知の方法について研究してまいりたいというふうに考えております。

それから、これらの制度を一冊の冊子として全家庭に配布する考えについて、質問の主旨は十分御理解いたします。たしか平成7年3月に、福祉の手引というものを1度市の方でつくってございます。最近、福祉制度が非常に変化が激しくて変わりますので、つくってもまた次に改訂しないとしないということも含めて、手引書の作成については、今後十分検討させていただきたいということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤勲議員。

2番（斉藤 勲氏） 福祉制度の話なのですけれども、これ要するに市民周知の認識の部分については必要なレベルについては確保しているということで、認識からいって十分ですよということなのか。それともう一つ、その周知について研究をしたいという表現もあるのだけれども、この辺のところ十分だというふうに認識をしているのか、もう制度が行き渡っているよと、だから、例えば市民の方がわからなくて、そして、そういうような不利益を受けるだとか、こういうようなことがないのだというふうに理解しているのかどうかということです。

それから、もう一つは、冊子にして家庭に配布という部分については、これ検討ということでの話なのですけれども、今確かに制度がいろいろ変わってくるというような、激しく変わるというような、そういうようなこともありますけれども、例えば2年に1回だとか、あるいは3年に1回だとか、こういうような部分だとか、あるいはお金をかけないで、今パソコン発達しますので、皆さん非常に一般的な本に負けないぐらいの技術を持ってできるというようなこともありますので、そういうような部分で配布をするのだとかということはどうなのでしょうかとということで、ちょっとお聞かせをください。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 福祉制度の市民周知ということで、これ2問ともちょうど連動するものですから、あわせてお答えしたいと思いますけれども、以前に福祉の手引というのは確かにつくってありまして、何度か出してあります、市民に向けて。ただ、平成7年ぐらいから、いつの間にか立ち消えになったというのは事実でございます。今市民に対する周知というのは、直接的な周知という部分については、定期的な周知はしておりません。これは御存じのとおりです。私ども一番周知しているのは、民生委員に対してそういう周知は毎年きちんとしているということでございます。ですから、地域の民生委員が相談を受けた場合に、即対応できるような中身のものは、民生委員には渡しているという実態にはございます。ただ、今御指摘あったように、それぞれの家庭で自分たちでさらに詳しいものを見ながら、またはパソコンなどを利用して市独自でつくれないか等々も含めまして、この辺はどこまで載せるか。金額を載せなければ、例えばある程度の期間つかえるのではないかとということもありますし、どの程度掲載するかも含めて、ちょっとこの辺は前向きに考えていかないとならないかなというふうに思っております。なお、先ほども申しましたように、市民に対してはそれぞれ該当すると、行政としても接していれば大体わかりますので、該当すると思われるものについては、個別な対応はこれはさせていただいております。ただ、全体的にという意味では、民生委員ということは今現在実施しておりません。

議長（扇谷知巴氏） 斉藤議員。

2番（斉藤 勲氏） 登壇の中で、いろいろな制度があるということで、例えば福祉の制度、保健の健診問題だとか、あるいは医療費の助成制度だとか、あるいは税の減免制度と、こういうような表現をさせていただいたのですが、今の答弁からいけば、民生委員ということになると、大体一般的に福祉というか、こんな部分だと思うのですが。例えば、最近ちょっと耳にした部分でいくと、税の減免制度がありますよね。こういう部分については、実際にうちの場合、減免条例あるけれども、その減免条例を知らないという人が結構いるというふうに私なりに把握しているのです。だから、例えばということの中で、そういう問題だとかを含めて、やはり制度というか、そういうものを福祉だけに限らないで、これは市民にとって重要だなと、そういうものを網羅したものを1回つくって出してはいかかなというふうに感じているので、今前向きに検討ということなので、その注文もして、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それから、ごみのポイ捨て問題なのですが、これは現実的にイタチごっこみたいもので、片づけたらまた汚くなるというか、特に吸い殻なんか目立つという部分あるのだけれども、これクリーン・グリーンという、こういう大きいな三笠に入ってきたら、もうクリーン・グリーンのまちだよと、こういうようなことを目指しているということですから、やはり場所によってはすごく目立ってしまって、三笠って汚いなと、こういうような印象を持つところがあるのですね。だから、その辺のところを全部やれなんていうことは言いませんけれども、主要道路というのかな、こういうところをお金はかかるでしょうけ

れども、周知というか、市民のモラルの徹底というか、こういうものの周知等も含めて並行しながら、そういう部分でぜひ片づけるというのかな、清掃するというのかな、こんなような踏み込みをしてもらえないのかなということなのですが、どうでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） これ、質問者が最初に言うておりましたけれども、市民のモラル問題だという表現を使っておりました。私どももまさにそのとおりだというふうに思っております。基本的には、車の中から投げるのは別にしましたら、市民みずからが投げ、みずからがまちの中を汚くしているという実態ですから、それを周りの市民がとんでもないことをあなたしているのだよと、やめなさいということと言えるような市民であり得たら、大変ありがたいなというふうに思っております。そうすれば、条例の規制条例をつくったり、またはわざわざごみ拾いをしなくても済むようなまちづくりが一番理想ですから、そういった市民運動をどうつくり上げていったらいいかということが、私ども最大の課題であろうというふうに思っております。

これはごみ拾いに回れば事後処理ということになりますので、何とかごみを投げさせない運動、大変難しいと思います。ごみを投げさせない運動、また投げるのを見かけたらすぐ速やかに注意する市民がいて、初めてまちはきれいになるというふうに思っておりますので、投げる人がいて、それを拾う人がいて、また投げる人がいてということになれば、なかなか本当の意味のクリーン・グリーンには近づかないというふうに思います。ですから、そういった意味でどういう方法が適当かは別にしまして、大いにそういう、こういうことがいいなんていうようなことを、大いに意見交換しながら、それぞれの地域とも意見交換しながら、何とかごみ拾いをしなくても済むまちづくりを実現を目指してまいりたいと、これが一番だと思っておりますので、そういった意味ではいろいろな御意見等々も伺いながら、その辺を目指して頑張りたいと思っております。なおかつ、追いつかない場合はどうするかという現実問題は、これはこれでございます。これはこれでありませけれども、その本来の目的は決してこれはそこを目標にするということは、これは避けなくてそれに向かって進んでまいりたいというふうに思っています。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤議員。

2番（斉藤 勲氏） 一番初めの税の報奨金制度ですけれども、何か予測したような答えが返ってきたということなのですから。うちで今下水道やっていますよね。これはそのまま続けるという考え方をしてるのですかね。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 現制度を維持しておりますので、今後も堅持していきたいということですが、下水道の区域については、かなりもう終盤でありまして、もうほとんどわずかなものしか今後は出てこないと考えています。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤議員。

2番（斉藤 勲氏） 前納報奨金制度を続けるという、そういう理解ということですか。

ね。はい、わかりました。

全体的に質問の部分でいきますと、今後期待するというか、こういうことで理事者の皆さん方の努力を期待しながら終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、斉藤勲議員の質問を終わります。

延 会 の 議 決

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、残余の質問は明日継続して行うこととし、本日はこれをもちまして延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、延会することに決定しました。

延 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これをもちまして延会します。

御苦労さまでした。

延会 午後 2時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員